

立川市ドリーム学園 身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

ドリーム学園では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体拘束・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

(1) 身体拘束等の禁止の規定

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」

「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があります。その場合であっても身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

- 1) 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2) 非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- 3) 一時性：身体拘束等が一時的なものであること。

2. 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ドリーム学園では身体拘束等の廃止及び適正化に向けて身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(1) 設置目的

- ・身体拘束等の廃止及び適正化に向けた現状把握と取組状況の確認
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の発生について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討
- ・報告された事例及び分析結果の職員周知と適正化策を講じた後の効果の検証
- ・身体拘束等適正化に関する職員教育の計画、実施

(2) 委員会の構成員

園長【身体拘束等適正化担当者】、保育士2名

(3) 委員会の開催

- ・年1回開催
- ・必要時は随時開催

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

療育に携わる全ての職員に対し、身体拘束等の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束等適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、園長が緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、定期開催の委員会を待たずして臨時的に委員会を招集するものとします。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するための処置として、やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

④ 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性の3要件のすべてを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束等の実施以外の手立てを講じることができると協議する。上記3要件を満たし、身体拘束等以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身に弊害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束等を行う判断をした場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、個別支援計画に必要事項を記載する。

⑤ 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解がえられるように努める。個別支援計画書に身体拘束等を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。なお、一

且、その時の状況から試行的に身体拘束等を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束等による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと、同意書の再手続なく、同様の対応を実施します。

⑥ 記録

記録様式を用いて、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得なかった理由、その他必要事項を記録する。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等に見られるように利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断するように努めます。

6. 指針の閲覧について

ドリーム学園における身体拘束等の適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、ドリーム学園のホームページに公表します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わる全ての職員が以下の点について共通認識を持ち、拘束をしない支援に取り組みます。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体的拘束を行っていないか。
- ・身体拘束等は、やむを得ない場合のみに限られること。
- ・他に方法はないか。

附 則

この指針は、令和4年5月1日に施行する。